

決算・確定申告 個別相談会のご案内

～ 所得税・消費税等の決算・確定申告～

当所では、確定申告期の事業主の皆様の決算・申告につき、税の専門家である税理士による個別相談会を開催します。ご希望の方は必ず下記をご確認のうえ、お申し込みください。

当所でのご相談（但し、顧問税理士のいる方は除く）の期間は、原則3月11日(金)までの平日とし、申込先着順となります。3月は大変混み合い、第2週目のお申し込みは、ご希望にに応じかねることがありますので、当所にてご相談を希望される方は事前にご連絡のうえ、資料等のご準備が整い次第、お早目にお越しください。

【時 間】 午前9時00分～午後4時00分（但し、正午～午後1時を除く）

※1事業所につき1時間までとさせていただきます。

【日 程】 ◇会 場 亀山商工会館（亀山市東御幸町39-8）

2月	17日(木)	18日(金)	21日(月)	
	22日(火)	24日(木)	25日(金)	
3月	1日(火)	3日(木)	4日(金)	7日(月)
	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)

【相談員】 東海税理士会 鈴鹿支部 税理士

【準備物】 決算書、申告書、「確定申告のお知らせ」（ハガキ）、その他必要書類（裏面参照）
※（提出希望の方は追加で）印鑑、本人確認書類（下記の①または②）

【申 込】 相談希望日の前日までに当所（TEL 82-1331・FAX 82-8987）へ電話または下記申込書をFAX等にてお申込ください（事前予約制）。

なお、お申込の際は裏面の「ご相談の際の注意事項等」を必ずご確認ください。

【備 考】 相談日当日に発熱・せき等の体調不良がある場合はご相談をお控えください。
相談の際はマスク着用・消毒等の新型コロナ感染防止へのご協力をお願いします。

【主 催】 亀山商工会議所 中小企業相談所

重 要 < 令和3年分確定申告に関する申告書等の提出に係る取り扱いについて >

書面での確定申告書等の提出をご希望の方は、当個別相談会で税理士に申告書等をご提出いただくことができますので、下記の①または②の本人確認書類を必ずご準備ください。
ただし、当個別相談会で提出した場合、申告書等に収受印は押印されません。

①マイナンバーカードの表面と裏面の写し

②個人番号通知カード及び身分証明書（免許証等の顔写真の確認ができるもの）の写し

※①または②の書類が無い場合、税理士への申告書等のご提出はできません。

※本個別相談ではe-Taxでの申告書等の送信（本人送信・代理送信）は対応できません。

亀 山 商 工 会 議 所 行（FAX 82-8987）

「決算・確定申告 個別相談会」申込書

事業所名		右記の該当箇所に○印	申告書等のご提出（有・無） 消費税に関する相談（有・無）			
相談者氏名	※ご相談者は原則1名でお願いします。	相談希望日	月 日（ ）			
住 所		希望時間	☐	9:00～10:00	☐	13:00～14:00
TEL	()	※希望の時間を✓してください。	☐	10:00～11:00	☐	14:00～15:00
			☐	11:00～12:00	☐	15:00～16:00

※予約状況により、希望日時の変更をお願いする場合があります。予めご了承ください。

※ご記入いただきました個人情報につきましては、当相談会の開催目的以外には一切使用いたしません。

（表面）

当所での確定申告（所得税・消費税）相談の際の注意事項等

当所にて、所得税のご相談の際に消費税もご相談される場合、下記の書類に加え、消費税額の計算方法の選択等、事前に各自ご準備・ご判断のうえ、お早めにお越しください。書類の不足等があった場合、ご対応致しかねます。なお、当所では、所得税の確定申告のみ、または消費税の確定申告との同時提出の方のご相談は、**3月11日(金)まで**とさせていただきます。

◆所得税の相談に必要なもの

- ①令和3年分の決算書（※事業所得または不動産所得のある方のみ）
- ②令和2年分の決算書・確定申告書の控え、その他参考となる申告関係書類等
- ③給与や年金等の所得内容の明細が分かるもの（給与または公的年金の源泉徴収票等）
- ④適用を受ける所得控除証明書等（社会保険その他各種保険料、医療費、小規模企業共済等）

【重要】電子帳簿保存制度の適用を受けた方は、その旨を職員や派遣税理士にお伝えください。

◆消費税の相談に必要なもの

- ①令和元年分及び令和2年分の申告書・付表の控え、その他参考となる届出書類等
- ②令和3年分の課税売上高計算表、課税取引金額計算表等（※簡易課税の適用がない方のみ）
- ③令和3年分の売上の事業区分（1～6種）の課税売上高（※簡易課税の適用を受ける方のみ）

【重要】消費税の申告書作成のご相談の際は、必ず納税者様の責任で事前に適用税率ごとの課税取引金額のご集計をお願いします。課税売上高の集計及び税額計算の特例選択等を、当所職員や派遣税理士が代理で行うことはできませんので、予めご了承ください。

◆所得税・消費税の確定申告書について税務署から申告用紙が送付されない場合がありますので、その場合は代わりに届く「**確定申告のお知らせ**」（ハガキ）を必ず相談時にご持参ください。

<ご相談の際の留意事項について>

当所職員または派遣税理士でご対応させていただく決算及び確定申告のご相談について、**所得税は原則として事業・不動産・給与・雑所得から生じる所得のみ**とし、下記の内容等にあてはまる方のご相談は対応を致しかねますので、予めご了承ください。

- ①e-Taxに関する本人送信での申告手続きの代行依頼あるいは税理士への代理送信依頼
- ②土地や建物を譲渡・交換したことによる所得または損失(※)を申告する方
(※)特別控除等を適用した結果として所得が0円になる方も含みます。
- ③株式等(仮想通貨含む)を譲渡した所得または損失、あるいは株式等の配当等の所得を申告する方
- ④上記②、③以外の資産(事業用資産を除く)を譲渡したことによる所得または損失を申告する方
- ⑤災害や盗難等による資産の損失を申告する方
- ⑥税理士または税理士法人の関与がある方または会社の役員の方
- ⑦初めて住宅借入金特別控除の適用を受ける方
- ⑧事業所得を有する方で前年分の青色申告特別控除前の所得金額が400万円を超えている方
- ⑨消費税の申告をされる方で令和元年分の課税売上高が3,000万円を超えている方
- ⑩贈与税の申告をされる方または所得税の申告にあたり事業資産等で贈与を受けた方
- ⑪当所の確定申告書等作成支援に関する同意書に同意できない方

当所職員または個別相談会の派遣税理士が対応する確定申告に関する決算・申告・納税等については如何なる場合も一切の責任を負いかねます。必ず申告書のご提出の前に納税者様自身で内容に間違いがないことをご確認のうえ、ご申告の程、お願い致します。

（裏面）